

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会
認定医・専門医・名誉専門医・指導医および
研修施設・研修関連施設の資格更新規定

平成 22 年 9 月 18 日制定
平成 22 年 11 月 24 日改定
平成 23 年 3 月 26 日改定

(更新制度の目的)

1. 日本心血管インターベンション治療学会は学会認定専門医(以下専門医)と学会認定認定医(以下認定医)、名誉専門医の医療水準を保持し、また研修施設・研修関連施設(以下教育施設)の教育水準を保持するために資格を更新制とする。
2. 日本心血管インターベンション治療学会専門医制度規定に基づく各資格の更新審査は専門医認定医制度審議会が行う。

(更新間隔)

3. 専門医と名誉専門医及び認定医は、認定後 5 年毎に資格更新審査を受けなければならない。
4. 指導医と教育認定施設は 2 年毎に更新審査を受けなければならない。

(更新方法)

5. 該当する専門医、名誉専門医、認定医、指導医および教育施設は申請書に所定の書類を添付して資格更新手続きを行う。
6. 専門医、名誉専門医、認定医および指導医の資格更新には、筆記試験、実技試験は行わない。

(更新条件)

7. 認定医の資格更新には、以下に提示する条件を満足していることを必要とする。認定医の更新は 5 年毎とする。
 - ① 日本心血管インターベンション治療学会に所属していること。
 - ② 認定医は年間 50 症例以上、5 年間で 250 症例以上の主術者としてのカテーテル治療(過半数は PCI であること)の診療実績があること。
 - ③ 認定後 5 年間に本学会が指定する、本学会および関連学会が主催する学術集会、ライブデモンストレーションを伴う学術集会、学術講演会、その他の事業への参加、学会発表または学術論文掲載により、認定医は 25 単位を取得しなければならない。
 - ④ 認定医の資格更新申請の手続きには下記のを添付しなければならない。
 - 1) 学術集会、講演会に参加したことを証明する参加証、書類の写し。
 - 2) 発表者を証明するプログラムの写し。
 - 3) 論文タイトルのページの写し。
8. 専門医の資格更新には、以下に提示する条件を満足していることを必要とする。専門医の更新は 5 年毎とする。
 - ① 日本心血管インターベンション治療学会に所属していること。
 - ② 専門医は年間 70 症例以上、5 年間で 350 症例以上のカテーテル治療(過半数は PCI であること)の診療実績があること。ただし、その内 200 例は指導的介助者と

しての実績で可とする。

- ③ 認定後 5 年間に本学会が指定する、本学会および関連学会が主催する学術集会、ライブデモンストレーションを伴う学術集会、学術講演会、その他の事業への参加、学会発表または学術論文掲載により、専門医は研修単位 50 単位を取得しなければならない。
 - ④ 専門医の資格更新申請の手続きには下記のことを添付しなければならない。
 - 1) 学術集会、講演会に参加したことを証明する参加証、書類の写し。
 - 2) 発表者を証明するプログラムの写し。
 - 3) 論文タイトルのページの写し。
9. 名誉専門医の資格更新には、以下に提示する条件を満足していることを必要とする。
名誉専門医の更新は 5 年毎とする。
- ① 日本心血管インターベンション治療学会に所属していること。
 - ② 認定後 5 年間に本学会が指定する、本学会および関連学会が主催する学術集会、ライブデモンストレーションを伴う学術集会、学術講演会、その他の事業への参加、学会発表または学術論文掲載により、名誉専門医は研修単位 25 単位を取得しなければならない。

(更新における救済条項)

10. 資格取得後、以下の事情(大学における基礎研究、海外留学、僻地医療に従事、傷病、妊娠、出産、育児など)により、一定期間心血管カテーテル治療(過半数は PCI であること)に従事できないために、資格更新に必要な研修単位の取得や心血管カテーテル治療(過半数は PCI であること)の診療実績の維持が困難な場合には、届け出によりその期間を認定後経過期間から減ずることができる。
11. 10項で記載する「一定期間」とは、認定医は 4 年間、専門医は 2 年間とする。
12. 専門医は資格更新が不可能となれば、審議会に専門医の資格を返上しなければならないが、専門医の認定医資格は上記項目 7 の条件充足の有無を問わず維持できる。
13. 認定医は更新の時点で 60 歳以上の場合は、上記項目 7 の条件充足の有無を問わず認定医資格を更新できる。

(指導医と教育施設の更新)

14. 指導医の資格更新条件は、専門医または名誉専門医が教育施設に所属していること。2 年毎の教育施設の更新申請書を作成、署名し提出することにより指導医資格は更新される。
15. 教育施設の資格更新には、以下に提示する条件を満足することを必要とする。
 - ① 専門医または名誉専門医が少なくとも 1 名常勤していること。
 - ② 研修施設は年間 200 例以上のカテーテル治療を実施し、常勤の心臓血管外科医がいること。
 - ③ 研修関連施設は年間 100 例以上のカテーテル治療を実施し、緊急時に対応できる心臓血管外科施設との連携が維持されていること。
 - ④ 学会事業である症例登録を完全に履行していること。

16. 教育施設の資格更新申請の手続きには下記のを添付しなければならない。
- ① 研修施設、研修関連施設認定更新申請書
 - ② 施設内情報(心血管造影室と設備、循環器医師数、心臓血管外科医師数等)
 - ③ 2年間のカテーテル治療実績数
 - ④ 専門医または名誉専門医の勤務に関する施設長の証明書
17. 教育施設の更新審査料は不要である。
18. この規定の改定には理事会の承認を要する。

単位取得の対象と単位数

【単位取得の対象】	単位数
1) 日本心血管インターベンション治療学会が行う学術集会	
学術集会への参加	8点
* 学術集会併設ライブ	第3項の配点に準ずる
地方会への参加	3点
総会での座長および発表	2点
地方会での座長および発表	1点
学術集会時に行われる教育講演	1学会で1点
2) 関連学会が行う以下の学術集会	3点
日本循環器学会、日本心臓病学会および AHA, ACC, ESC, TCT, PCR への参加	
3) 日本心血管インターベンション治療学会が認定、または後援した講演会を伴うライブデモンストレーション**	半日～1日 1点 2日以上 2点
日本心血管インターベンション治療学会が認定したライブデモンストレーション伴わない研修会***	半日(3時間以上)～1日 1点 2日以上 2点
4) 日本心血管インターベンション治療学会が行う放射線安全防护講習会への参加(5年間で1回は必須)	1点
5) 論文掲載(原著論文、筆頭著者)	
日本心血管インターベンション治療学会	5点
他のインターベンション関連学会誌	3点
6) 論文掲載(原著論文、共著者)	
日本心血管インターベンション治療学会	2点
他のインターベンション関連学会誌	1点

** ライブデモンストレーションの主催者がライブ教育委員会へ申請し、理事会にて取得単位の承認を受ける。

*** 研修会的主催者が専門医認定医審議会へ申請し、理事会にて取得単位の単位取得の承認を受ける。